

第 1 回和泉市総合教育会議

日時：平成 27 年 5 月 7 日（木）

午後 1 時から

場所：3 号館 3 階市議会委員会室

次 第

- 1 はじめに（市長挨拶）
- 2 和泉市総合教育会議運営要領について・・・・・・・・・・資料 1
- 3 和泉市総合教育会議の開催について・・・・・・・・・・資料 2
- 4 （仮称）和泉市教育大綱の策定について・・・・・・・・・・資料 3
- 5 その他
- 6 閉会

和泉市総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、和泉市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市掲示板及び市ホームページに掲載して公表するものとする。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合において、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（会議の傍聴等）

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、氏名及び住所を受付簿に記入するものとする。

2 市長は、次に掲げる者からの傍聴の申込みがあったときは、これを拒むものとする。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれがある危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等又ははちまき、腕章等を所持している者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に危害を及ぼすと認められる者

3 傍聴人の定員は、20人以内とする。ただし、傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

4 傍聴人は、市長の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 市長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に退場を命じるものとする。

(議事録)

第6条 法第1条の4第7項の議事録は、会議の要点を記録するものとし、概ね次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室政策企画室で行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月7日から施行する。

【抜粋】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

和泉市総合教育会議の 開催について

平成27年5月

1. 総合教育会議の目的

<文部科学省初等中等教育局長通知 抜粋>

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2. 会議の位置付けと構成員

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。(法第1条の4第1項)
- 地方公共団体の長と教育委員会で構成。(法第1条の4第1項)
- 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。(法第1条の4第3項及び第4項)

<留意事項（文部科学省初等中等教育局長通知 記載事項）>

- 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。
- 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行すること。
- 緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であるが、教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。

※「法」…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

3. 会議における協議・調整

◆調 整

教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること

◆協 議

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの

(1) 協議及び事務の調整事項（法第1条の4第1項）

●大綱の策定について

●教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

<想定される事項>

- 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

●児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について

<想定される事項>

- いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

<児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態>

- 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合

- 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
- 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

<いじめ防止対策推進法（抜粋）>

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（２）協議すべきではない事項

- 教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではない。

- 教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項
- 日常の学校運営に関する些細な事項

4. 毎年度の開催スケジュール（案）

開催時期	議 題 等
秋 頃	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度における施策結果を踏まえ、次年度の予算編成に向けた方向性等について協議・調整
年度末	<ul style="list-style-type: none"> ●予算編成結果と、次年度の施策推進について協議・調整
【臨 時】	<ul style="list-style-type: none"> ●「大綱」の策定及び見直しについての協議・調整 ●児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整 ●教育委員会が、その権限に属する事務について協議する必要があると思料し、市長に対し、会議の招集を求めた場合 ●上記のほか、市長が招集した場合

（仮称）和泉市教育大綱の策定について

1. 大綱について（文部科学省初等中等教育局長通知 抜粋）

＜定義＞

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

＜記載事項＞

各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

＜期間＞

法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定。

2. 他市の事例

＜タイプ1＞ 基本理念のみで構成【（参考1）長野市】

別途策定する「教育振興基本計画」に詳細な施策を掲載することとし、「大綱」については、基本的な理念のみを位置づける。

＜タイプ2＞ 1つの基本理念と、複数の基本方針で構成【（参考2）和光市】

大きな基本理念を1つ掲げ、その実現に向けた複数の基本方針とその考え方を盛り込み大綱とする。

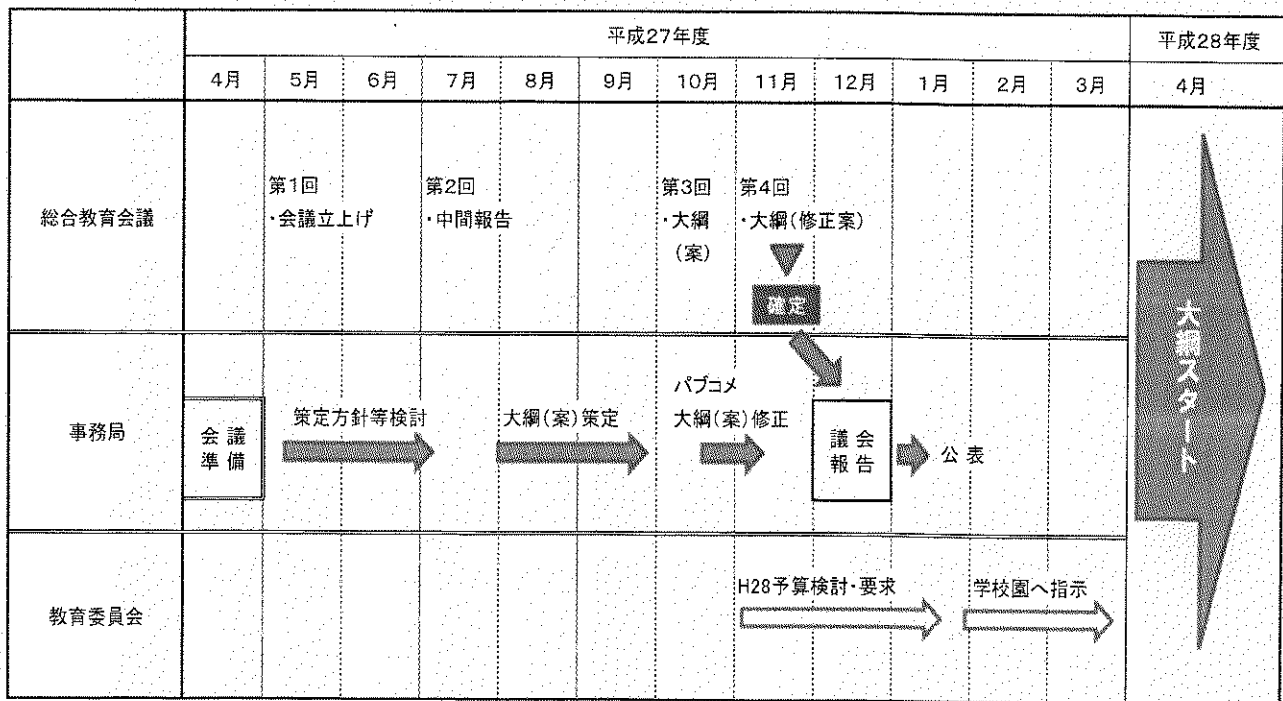
＜タイプ3＞ 分野ごとの基本理念と基本方針で構成【（参考3）小山市】

分野ごとに基本理念を掲げ、それぞれの基本理念に即した基本方針とその考え方を盛り込み大綱とする。

3. 策定にかかる留意点（事務局案）

- ◆「大綱」の期間について、明確な設定は行わないが、市長の在任期間を基本として見直しの検討を行う。
- ◆本市の今までの教育政策に加え、今後の教育行政発展に向けた考え方について、具体的な内容を大綱に盛り込むことにより独自性を発揮する。
⇒ <タイプ3>が最も具体的な内容を盛り込みやすく、独自性を発揮しやすい
- ◆「大綱」について、教育現場の理解が得られる内容となるよう努める。
- ◆「大綱」に基づいた施策展開を図るための実施計画として、現在、教育委員会において、別途「教育振興基本計画」の策定を検討中。

4. 策定のスケジュール（案）



長野市教育大綱

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

(長野市教育大綱 昭和 62 年 5 月制定 平成 23 年 12 月改訂)

和光市教育大綱(素案)

(平成27年度～平成29年度)

<基本理念>

「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」

<基本方針>

1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進

児童一人一人の発達段階にあわせ、明確な目標のもとに確かな基礎学力と基礎的運動能力の習得ができる初等教育の充実と、理数系と社会科学系のバランスのとれた学びを通して、生徒の論理性と変化への適応力を高め、地域でともに生きる市民として、豊かな人間性と社会性を育むことができる中等教育を目指します。

2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進

和光市の歴史や自然環境などの地域性に関する学びの場を通して、地域への愛着を育むとともに、高度な研修・研究機関が立地する和光市ならではの知的資源の積極的な活用を図り、専門性が高く個性的で多彩な学習機会を提供することにより、生涯にわたる学びの継続を支援できる社会教育を目指します。

3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進

都市化の進展、住居形態の多様化に伴う地域社会の人間関係の希薄化、核家族や共働き世帯の増加による家庭力の低下など、本市が直面する地域・家庭の課題に対し、福祉・コミュニティ施策の実施主体である市長部局との密接な連携により、これまでの教育委員会の枠にとらわれない施策展開を図り、地域・家庭がそれぞれの役割を適切に果たすことができる地域・家庭教育を目指します。

教育の振興に関する施策の大綱

—豊かな心と健全な身体を育む“ふるさと小山の教育”—

2015年(平成27年)4月

栃木県小山市

1 本市教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」からという基本的な考え方に立ち、子どもを生き育てやすい環境づくりを行うために、家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもの自主性と創造力を培う、豊かでたくましい心と体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりの能力や意欲を伸ばし、夢を実現できる生涯学習環境の形成と、小山の誇れる歴史・文化を次代に継承・活用したまちづくり、市民文化・スポーツを育む“ひと”づくりを進めます。

- 1 未来を担う子どもたちの成長・確かな学力・安全を目指した学校教育の実現
- 2 いつでも・どこでも・だれでも 学び活かせる「生涯学習都市小山」の実現
- 3 心豊かで活気あるくらしやすい「文化都市小山」の実現
- 4 元気いっぱい 明るく活力ある「スポーツ都市小山」の実現

2 大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育の目標や施策の根本的な方針や本市教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌した、本市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画であると同時に、未来を担う”おやまっ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての大人へのメッセージでもあります。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、重要なものです。子どもが不安や困難に直面したときには、寄り添い、励まし、ある時には諭しながら、その成長を促していくことが家庭の保護者の大切な役割でもあります。それは、子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、人と協力しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に「確かな学力」を身につけさせることをはじめとして「豊かな人間性」「健康・体力」すなわち「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことです。

子どもたちは、身近な地域の中で、多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら、様々な体験を重ねることで成長していきます。地域の大人が自分たちへの熱い思いをもっていてくれることを子ども自身が感じることも大切な教育の一つです。

学校では、子どもたちが、豊かな人間性や生きる力を育んでいけるよう、子どもにとっての学びを「実感を伴う質の高い学び」へと導いていくことが大切です。教育とは、時代とともに生き、時代を拓く力となるものです。

そして、教育は人格の完成を目指し、子どもたちの将来の幸せを思い求めながら行うものであると考えます。子どもの成長に関わることは、大人自身が自らの生き方や姿勢を見つめ直すことです。だからこそ、大人も子どもと共に学び続ける必要があり、それを支えるための行政の支援も必要になります。

このように、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもとともに学び成長し続けるという、生涯にわたるひとづくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の「大綱」を策定するものです。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成27年度（2015年度）からの5年間としますが、平成28年度からスタートする第7次小山市総合計画との整合性を図るため、平成27年度中に見直しすることとします。見直し後に改訂版を策定し、改訂版の期間は平成28年度～32年度とします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		第6次小山市総合計画			第7次小山市総合計画					
		第4次小山市経済活力プロジェクト								
		小山市教育振興基本計画			小山市教育振興基本計画(改訂版)					
					小山市「教育の振興に関する施策の大綱」					
					「教育の振興に関する施策の大綱」(改訂版)					
		とちぎ教育振興ビジョン(改訂版)								
国の教育振興基本計画(第1期)		国の教育振興基本計画(第2期)								

4 大綱の基本目標

第6次小山市総合計画に基づき、以下の8つの目標の実現を図ります。

（1）元気に安心して暮らせ 育む喜びを感じるまちおやま

次世代育成支援は、現在の子育て家庭に対しての福祉という側面のみでなく、子どもの成長に良好な環境を整備し、将来の地域の担い手を育成するという大きな意義を有するものです。

平成22年度から5ヵ年計画として策定した「小山市子育て支援等施策推進計画（後期計画）」に基づき、保護者が子育てを主体的に行うことを前提としながらも、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、安心して子育てができる環境整備を進めます。子どもの貧困対策については、子ども貧困撲滅支援センターを公民館に設置し、中学生を対象とした学びの教室等を実施します。

そして、将来の小山市を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、成長できるよう、家庭・学校・地域社会・関係団体・企業等と連携し、子どもを生み育てやすい地域社会の実現を目指します。

（2）未来を担う子どもの成長・確かな学力・安全をめざした学校教育の実現へ

子どもたちを人間尊重の精神に満ちた創造性と個性豊かな、健康でたくましい人間に育てることを目標として、学校教育の充実を図っていきます。

特に、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、道徳教育や児童・生徒指導の充実を図るなど、「心の教育」を全ての活動の基盤に位置付けながら、豊かな体験を通して、子どもへの3つの保証（「安全の保証」、「確かな学力の保証」、「成長の保証」）を目指します。

また、ALTを配置して小学校1年生から英語活動を取り入れ、英語教育の充実と国際理解教育の充実を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育や、外国人児童生徒に対する日本語教育の支援に努めます。

さらに、自然体験や奉仕等体験活動、情報教育、防災教育にも積極的に取り組みます。

これらのことを推進することにより、知・徳・体の調和のとれた、豊かでたくましい心と体を育み、郷土に誇りを持ち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。

一方、学校教育の充実には、教員一人一人の熱意や使命感が大切であることから、教

員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。

施設整備の面では、児童生徒のよりよい教育環境づくりに向けて、トイレ改修事業や校庭の芝生化事業を進めるとともに、現在の教育施設の機能向上に向けての整備に努めます。さらに、学校の適正配置の実現に向けて方策を検討し、学区の再編や小規模小学校の統廃合、過大規模校の解消について地域住民の合意を得るなど、十分に配慮して進めるとともに、小中一貫教育、コミュニティ・スクールについても先進的な取組を進めていくこととします。

（３）個性や能力を活かす より高く広い教育環境の実現をめざして

本市においては、大学・大学校や大学院、国立高等専門学校が集積する教育環境を最大限活用し、既存の教育機関との連携を強化し、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かす教育を推進し、人材育成に努めます。

併せて、本市にふさわしい私立の高等学校や中高一貫教育校などの誘致に努め、市民の高度化・多様化する教育ニーズに応えられる教育環境の実現を目指します。

（４）学んで育む “ひと・まち・絆”

市民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動等を支援していくとともに、こうした学習のための環境整備を図り、学んだことを地域で活かす活動を支援する施策を展開します。さらに、市民、団体、学校、地域、民間活動事業者の新たな協働によるネットワークを構築し、「生涯学習都市“おやま”」の形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、公民館を中心とする社会教育活動を推進する環境の整備・充実に進めるとともに、市民が身近に利用できる図書館サービス網の整備を図ります。

また、「小山市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識を高めるため、いのちと人権を大切にする学習の充実に図り、人権教育・人権啓発及び相談・支援体制充実の各種人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、幸せに暮らせる小山市の実現を目指します。

（５）世界に飛び出せ小山の青少年 青少年の健全育成をめざして

21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのため、家庭、学校、職場、地域社会および関係機関や団体が連携・協力し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

そのため、子ども会育成会連合会等との連携・支援を行うことや、豊かな国際感覚をもち、平和の大切さを深く認識できるよう、中学生海外派遣事業や平和記念式典派遣事業等を推進します。また、地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

（６）心豊かで活力あるくらしやすい「文化都市小山」をめざして

本市では、文化センター等を中心として、各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催しているほか、市民の自主的・主体的な文化団体・サークル活動を促進しています。また、ハンドベルによるまちづくりや、市民能「小山安犬」、市民オペラ「小山物語」に取り組んでいます。

市民が「ふるさと小山」に、“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や市民が参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進し、市民と行政との協働によって、21世紀にふさわしい心豊かで活力のある暮らしやすい「文化都市小山」の市民文化を育ててまいります。

（７）誇りある歴史と文化 自然や景観を守り未来につなぐまちづくり

本市には、県下最大級の琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳など国史跡7箇所をはじめ、鎌倉幕府の成立に道筋をつけた「野木宮の合戦」や、江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定」など、日本の行く末を決定付けた史実があり、また、渡良瀬遊水地や思川をはじめとする自然豊かな立地条件にも恵まれ、古代・中世はもちろんのこと近世に至る貴重な遺跡や史跡が豊富に残されています。

今後も、市民と行政が一体となってユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬や、国無形民俗文化財に選択された間々田のジャガマイタなど、地域の人々が守り受け継いできた本市の貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代へ継承するとともに、これらの優れた歴史・文化資源を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進していきます。

（８）元気いっぱい 明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ

明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っています。少子高齢社会が進み生活様式が多様化する中で、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されており、都市化や生活の利便化等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが重要になっています。

そのため、平成26年にはスポーツ立市振興計画を策定し、県下初の「スポーツ都市宣言」を行いました。このスポーツ立市振興計画に基づき、本市から東京オリンピックや栃木国体に出場できる優秀な選手の発掘・育成に努めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実を図っていきます。